

四万十町条例第 12 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成 18 年四万十町条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「14 万円」を「16 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「12 万円」を「14 万円」に改める。

第 18 条第 1 項中「第 24 条の 36 第 1 項」を「第 24 条の 36」に改める。

第 23 条中「14 万円」を「16 万円」に、「12 万円」を「14 万円」に改め、同条第 2 号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第 3 号中「35 万円」を「45 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

第 2 条 改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。